

## 塩竈市営汽船割引制度の対象拡大について

### 1. 概要

塩竈市営汽船では、障がい者の社会参加を促進するため、身体障がい者（身体障がい者手帳を所持する者）本人と介護者1名及び知的障がい者（療育手帳を所持する者）本人と介護者1名を対象に運賃の割引制度（5割引）を行っています。

今回、障がい者の社会参加の更なる促進を図る事を目的に、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳を所持する者）本人と介護者1名を新たに割引制度の対象とするものです。

### 2. 障がい者割引制度の内容

これまでの障がい者割引制度

- 身体障がい者（身体障がい者手帳を所持する者）  
・身体障がい者及び介護者・・・旅客運賃5割引
- 知的障がい者（療育手帳を所持する者）  
・知的障がい者及び介護者・・・旅客運賃5割引

新たに対象となる障がい者割引制度

- 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳を所持する者）  
・精神障がい者及び介護者・・・旅客運賃5割引

### 3. 施行日 平成30年7月1日